

第2回公民館運営審議会 会議概要

1	審議会名	第2回公民館運営審議会
2	日 時	平成18年10月11日 午後 1時30分から午後 4時20分まで
3	会 場	穂高会館第二会議室
4	出席者	渋谷委員、坂井委員、小山委員、神谷委員、大倉委員、黒岩委員、棚瀬委員、長嶺委員、須山委員、曾根原委員、降旗（史）委員、和田委員、杉山委員
5	市側出席者	望月教育長、小林教育次長、伊藤公民館長、萩原公民館長、内山公民館長、二木公民館長、青柳公民館長、高原社会教育課長補佐、豊科教育課藤森課長、小穴公民館主事、穂高教育課山田課長、野村公民館主事、三郷教育課西山公民館主事、堀金教育課唐澤課長、宮澤公民館主事、明科教育課西村（公民館主事）、生涯学習係長、青柳中央公民館主事
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人 0 人	記者 0 人
8	会議概要作成年月日	平成18年10月12日

協 議 事 項 等

9/1から公民館条例改正となったが、一ヶ月間の公民館貸館の申し込み状況について。

議 長：営利事業をどこまで営利としてみていくか。

事 務 局：公民館管理規則が9/1より改正となったが、その際貸し出しの基準について統一した。営利事業について貸し出しできるように謳っているが、法上事業者への支援は禁止されている。

議 長：貸し出しができない事業者とはどういうものか。

事 務 局：悪徳事業者が広告に会場：〇〇公民館と謳う場合や、催眠商法等が考えられるが、表向きの見極めがなかなかできない。社会的に影響のある部分とない部分を分けたい。

委 員：申し込みの際は電話で受けるのか、それとも申込書を書いてもらって受けるのか。

事 務 局：今回申込書を整備したが、怪しい事業者の場合、決裁の前に回議する。

議 長：公民館の中での金銭の授受がないようにするのがよいのではないか。

一つ一つ具体的な事例について委員から意見を伺いたい。

学習塾の申し込みについて

委 員：塾の場合は単発ではなく、継続することにより一般の使用を迫りやるようになる。まずいのではないか。

委 員：地域からの要望があったわけではないので、その辺で判断すべきではないか。しかし、基本的にはだめだと思う。

委 員：もし、これを許可したら、次から次へと似たものがあると考えねばならない。同じような希望が出てきた場合、対処できないのではないか。

委 員：継続的に使うのは反対。豊科でも成合地区の公民館では塾をやっている。しかし、中央の公民館で、営利目的のものをやるのはどうか。

委 員：地域公民館ということだと、定期的に行われるものは支障があるのではないか。

書店が行う読み聞かせについて

- 委員：単発のものならいいのではないかと。
委員：細かい申請書を出してもらいそれにより審査してもらいたい。
委員：かなり本の販売が絡んでいる。一回やると慣例になる。
委員：住民のためになるかどうかの問題だ。会社の宣伝もあるだろうし、公民館でやることで信頼度が増す。
館長：穂高の図書館の行事として読み聞かせはあったが、そこで販売はなかった。県で実施した行事の中で、松本の業者が読み聞かせをしながら販売するということはあった。
委員：地域の人が関わっていればいいが、まるっきり業者は反対。
委員：先程の松本の業者は店長が、あちこちで絵本の選び方等を教えてくれているが、そのような場合はどうか。
議長：主体が住民であればいいが、単発的に業者が入ってくるのは断るべきである。明らかに業者が商売として行う場合は受け入れるべきではない。

全体的な使用について

- 委員：この審議会にかかったということは、営利事業の扱いについて現場で困っているということである。今日出た意見でガイドラインを作って、事務局で提示すればいいのではないかと。
委員：まず、利用する住民のことを考えて、その後のあまりの部分で貸してもらえればいい。

リーダーバンク事業（リーダーバンクに登録した人が、受講料をとって講座を公民館で開講し、公民館に使用料を納める生涯学習講座）について

- 委員：講座を受ける側は選択肢多いほうがいいし、供給側にとっては登録したがお呼びがかからないようでは、やった意味がないので、固く考えないでいいのではないかと。
館長：営利とはどれ位とることをいうのか。
委員：公民館が生涯学習講座を開講し、そこにリーダーバンクに登録してある講師を依頼するというのがあるのではないかと。
委員：リーダーバンクに登録してる人は、憲法第89条に言う公の支配に属すると考えていいのではないかと。ただ、どういう人を登録するのが問題である。
委員：講座の講師といえば今まではボランティアで行うという考え方だった。
委員：受講料も月謝という考え方でなく、講師謝礼という形をとるのがいいのではないかと。

中央公民館について

- 委員：19年度の事業で決まっているものがあれば提示してもらいたい。
委員：分館補助金の額や運動会、納涼祭等の行事が当面はこうでいずれこうなるというビジョンを示していただきたい。
事務局：合併協定書に補助金の水準について調整する旨記されている。年度当初から、館長・主事会、課長・係長会議で検討してきた。
委員：補助金等について委員が意見を言える場があるか。
事務局：地区公民館の役員への説明会等は設けていくつもりである。分館補助金、役員手当等19年度予算に反映していきたい。できれば、今月中位につめていきたい。
議長：19年度の全市的な事業はまだ決まっていないか。
事務局：10ほど考えているが、予算も伴うので次回に示したい。
委員：分館活動補助金について、均等割：世帯割：実績割が3：4：3でいいのか疑問だが検討していただき、決まったら従っていきたい。